

事 務 連 絡

平成 31 年 1 月 9 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 境 政 人

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を 改正する省令の制定について

このことについて、平成 30 年 12 月 21 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条の 4 第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（平成 30 年農林水産省令第 80 号）が公布・施行され、①「オルビフロキサシンを有効成分とする注射剤」について、牛に対する静脈注射に係る「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を追加、②硫酸カナマイシンを有効成分とする飼料添加剤、飲水添加剤、強制経口投与剤及び気管内投与剤については、製造販売承認が整理されており、販売されていないため、これらの動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準を削除すること、③「硫酸カナマイシン及びベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤たる乳房注入剤」について、「使用禁止期間」を「食用に供するためにと殺する前 7 日間又は食用に供するために搾乳する前 96 時間」とすることについて本会に連絡

されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いたします。

本件の問い合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：福田

TEL 03-3475-1601

事 務 連 絡

平成30年12月21日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の
制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年
法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用
の規制に関する省令の一部を改正する省令（平成30年農林水産省令第80号）が別添
のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

- (1) 「オルビフロキサシンを有効成分とする注射剤」について、牛に対する静脈
内注射に係る「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を追加。
- (2) 硫酸カナマイシンを有効成分とする飼料添加剤、飲水添加剤、強制経口投与
剤及び気管内投与剤については、製造販売承認が整理されており、販売されて
いないため、これらの動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準を削る。
- (3) 「硫酸カナマイシン及びベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする配
合剤たる乳房注入剤」について、「使用禁止期間」を「食用に供するためにと
殺する前7日間又は食用に供するために搾乳する前96時間」に改正。

2 施行期日

平成30年12月21日

3 参考



今般承認される動物用医薬品の概要は以下のとおりです。

- ・ オルビフロキサシンを有効成分とする注射剤

販売名：ビクタス注射液5%、メイビックス注射液5%（DSファーマ
ニマルヘルス株式会社）※

効能又は効果

有効菌種：アクチノバシラス・プルロニューモニエ、パスツレラ・ムル
トシダ、マンヘミア・ヘモリチカ、マイコプラズマ・ハイオ
ニューモニエ、マイコプラズマ・ボビライニス、大腸菌

適応症：豚：胸膜肺炎、マイコプラズマ性肺炎、大腸菌性下痢症

牛：細菌性肺炎、大腸菌性下痢症

※ 牛の細菌性肺炎について、静脈内投与の用法を追加する承認事項の
変更

別添

○農林水産省令第八十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十一日

農林水産大臣 吉川 貴盛

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

畜 出 産

別表第1 (第2条、第4条及び第5条関係)			
動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
オルビフロキサシンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

畜 出 産

別表第1 (第2条、第4条及び第5条関係)			
動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
オルビフロキサシンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。 (新設)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
硫酸カナマイシンを有効成分とする飼料添加剤 (別表第2に掲げるものを除く。)	豚	飼料1t当たり180g (力価) 以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	鶏 (産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり90g (力価) 以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2(第2条、第4条及び第5条関係)

<p>硫酸カナマイシンを有効成分とする飲み水添加剤</p>	<p>鶏(産卵鶏を除く。)</p>	<p>1日量として体重1kg当たり100mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。</p>	<p>食用に供するためにと殺する前7日間</p>
<p>硫酸カナマイシンを有効成分とする強制経口投与剤</p>	<p>牛(搾乳牛を除く。)</p>	<p>1日量として体重1kg当たり15mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。</p>	<p>食用に供するためにと殺する前5日間</p>
(略)	<p>豚</p>	<p>1日量として体重1kg当たり15mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。</p>	<p>食用に供するためにと殺する前10日間</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>硫酸カナマイシンを有効成分とする気管内投与剤</p>	<p>牛(生後6月を超えるものを除く。)</p>	<p>1日量として1頭当たり500mg(力価)以下の量を気管内に投与すること。</p>	<p>食用に供するためにと殺する前33日間</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2(第2条、第4条及び第5条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
硫酸カナマイシン及びペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤たる乳房注入剤 (略)	(略)	(略)	食用に供するためと殺する前7日間又は食用に供するためには前96時間 (略)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
硫酸カナマイシン及びペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤たる乳房注入剤 (略)	(略)	(略)	食用に供するためと殺する前50日間又は食用に供するためには前96時間 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。